**平成２２年（フ）第４１０９号**
大阪府東大阪市足代北２丁目３番９号、事業所所在地大阪府東大阪市足代新町10―３
債務者　スナックシローこと　前島　明美
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第４１７８号**
大阪市城東区今福東１丁目10番14―511号
債務者　山田　直美
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第４１７９号**
大阪市港区南市岡３丁目３番31号
債務者　豊田知里こと　金　　知里
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第４１９０号**
大阪府吹田市江の木町１番15―801号、住民票上の住所大阪市中央区南船場１丁目６番１―1002号
債務者　濵田　重孝
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第４１９６号**
大阪市住吉区庭井２丁目３番13―1101号
債務者　小泉千太郎
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第４１９７号**
大阪市住吉区庭井２丁目３番13―1101号
債務者　小泉　華子
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第４２２１号**
大阪府大東市栄和町４番25号アドヴァンス109号室、住民票上の住所大阪府大東市諸福５丁目５番28号
債務者　井浦　　誠
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第４３３９号**
大阪市北区西天満３丁目６番27号シャトー南森町305号室
債務者　名子現太郎
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第４５８８号**
大阪府大東市西楠の里町５番６号
債務者　野村　和男
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第４６５４号**
大阪市生野区小路東２丁目21番16号
債務者　利宮博こと　李　　博
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第４７４４号**
大阪市西淀川区福町３丁目４番55号グリーンロード公園ヴイラ702号室
債務者　加藤日奈恵
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第４７４９号**
大阪市東住吉区駒川２丁目６番５号リブ・リニエンス202号
債務者　青木　光子
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第４７９９号**
大阪府吹田市竹見台２丁目１番Ｃ４―802号
債務者　森川　　仁
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第４８１０号**
大阪市阿倍野区文の里４丁目14番13号レオパレス文の里Ｊ＆Ｋ205号
債務者　比留木英紀
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第４８２０号**
大阪市生野区中川４丁目19番７号三栄マンション302号
債務者　高山香こと　韓　　香仙（旧姓宮岡）
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第４８２２号**
大阪府守口市馬場町１丁目３番25号
債務者　星野　智子
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第４９５２号**
大阪府豊中市立花町３丁目12番51―202号
債務者　池田　祥子
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部